CC2-3023

＿＿＿ 税保税期間経過課税分控除明細書

製造場等の名称	

原料又は材料として課税物件を製造した課税物件	区分					
	種別					
	税率					
	品名・規格・銘柄					
	課税標準数量					
	税額Ⓐ					
課税物件の主要原材料以外	区分					
	品名・規格・銘柄					
	課税標準数量					
課税物件を製造した	品名・規格・銘柄					
	課税標準数量					
移出した課税物件	区分					
	種別					
	税率					
	品名・規格・銘柄					
	課税標準数量					
	税額Ⓑ					
控除税額Ⓒ						

注意１　この明細書は、保税工場外保税作業の許可を受けて製造場へ搬入された課税物品が、指定期間経過のため課税された場合で、その課税物件を原料又は材料として製造した課税物件を移出したため課される内国消費税から、先に原料又は材料となった課税物件に課された内国消費税（同一税目である場合に限る。）相当額の控除を受けようとするときに、期限内申告書に添付してください。

２　控除できる額は、Ⓐ欄及びⒷ欄のいずれか少ない額ですから、「控除税額Ⓒ」欄には、Ⓐ欄又はⒷ欄に記載した金額のいずれか少ない金額を記載してください。

３　この明細書には、課税済証明書(CC2-3022)を添付してください。